

(2) 経営協議会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、国立大学法人法第20条の規定により、平成16年4月から全ての国立大学法人に設置されたものであり、主な審議事項は次のとおりである。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- iii) 基本規則，学則（本法人の経営に関する部分に限る。），会計規程，役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準，職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- v) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- vi) その他本法人の経営に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

本法人の経営協議会は、学長，学長が指名した理事（2人），学長が指名した副学長（1人），学長が指名した職員（2人），役員又は職員以外の者で大学に関し広く，かつ，高い識見を有するものの中から，教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者（7人）の計13人で構成している。

平成27年度における経営協議会委員（職名は平成27年4月1日現在）は，次のとおりである。

議長	佐藤芳徳	学長
	西村俊夫	理事兼副学長
	立屋敷かおる	理事兼副学長
	太田恵雄	理事兼事務局長
	天野和孝	副学長
	松田慎也	教授
	小原芳明	学校法人玉川学園理事長・玉川大学学長・玉川学園学園長
	栗田修行	株式会社上越タイムス社代表取締役社長
	佐々木正峰	公益財団法人文化財建造物保存技術協会理事長
	田中弘邦	上越商工会議所会頭
	早川義裕	上越市立城西中学校長
	村山秀幸	上越市長
	渡邊隆	公立大学法人新潟県立看護大学理事長・新潟県立看護大学学長

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

平成27年度は次のとおり4回の会議を開催した。

- ・ 第47回 平成27年6月22日（月）

- ・ 第48回 平成27年10月19日（月）
- ・ 第49回 平成28年1月26日（火）
- ・ 第50回 平成28年3月22日（火）

イ 審議された主な事項

平成27年度の主な審議事項は、①第3期中期目標・中期計画及び平成28年度年度計画、②役員の退職手当に係る業績勘案率、③給与制度の改正、④早期退職募集制度の導入、⑤人事関係規則の一部改正、⑥授業料その他の費用に関する規程の一部改正、⑦平成26事業年度決算、⑧平成28年度概算要求、⑨平成28年度学内予算編成方針、⑩平成28年度学内予算、⑪平成26事業年度の業務実績に関する評価（経営に関する部分）、⑫教職大学院認証評価（経営に関する部分）、⑬平成28年度に係る自己点検・評価実施計画、等であった。（各回議題は、第三章 資料編－1 管理運営－（3）経営協議会 議事要旨 参照）

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

年度計画については、経営に関する事項に十分な審議時間が確保できるよう資料に工夫を施した上で説明・審議を行った。

また、前年度と同様に業務の実績に関する評価や年度計画など、資料が大部となるものについては、特に重要となる事項を整理した参考資料を作成し、審議の効率化を図った。

なお、議題照会時に、法令上審議すべき事項を示し、審議事項の遺漏がないよう関係組織に促している。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

外部からの意見を積極的に取り入れ、大学運営に反映させた。

- また、前年と同様に会議資料を予め委員に送付することにより、審議時間の短縮及び有益な示唆や指導・助言を得る時間を確保した。